

2020（令和2）年5月27日

教職員各位

学校法人 松山大学
理事長 溝上達也

入構制限解除後の出勤体制について（5月22日発信文書の一部更新）

5月22日付でお知らせした「5月25日からの大学施設内への入構制限解除と出勤体制について」の文書について、全国の緊急事態宣言の解除が5月25日に発表されたことや大学（短期大学含む。）の前期授業（遠隔授業）開始に伴うサポート対応を強化しつつ引き続き感染防止に取り組むために、下記の事項について、5月28日から変更いたします。なお、今後の状況の変化により、変更が生じる場合は、ホームページ等でお知らせいたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 教育職員の出勤体制について

研究室での活動についても差し支えありませんが、これまでとおり、積極的な在宅での活動（学外研修）にご協力ください。研究室で活動する際は、感染防止に十分配慮し、研究室内において「密」の環境とならないよう注意した上でご利用ください。

※「学外研修」の手続きについては、引き続き総務部人事課が一律して行います。

2. 事務職員の出勤体制について

事業継続を担保した感染拡大防止の戦略として行ってきた、学内勤務と在宅勤務の2交代制を解除します。ただし、各事務室を2つに分散して第2事務室を設ける等、人の間隔を十分にとった上で、勤務することといたします。

以上